

連合専用給水装置に関する条件承諾書

北中城村長 殿

1. 給水装置、設備の維持管理、水質管理及び各戸料金の徴収に関し責任を負い、また水道事業への納付期日までに納付し滞納による処分には一切異議申し立ていたしません。
2. 村の設置したメーター（親メーター）を検針しやすい状態に保持します。
3. 入居戸数の変動が生じた場合は、すみやかに届けます。
4. 増改築による戸数の増減、用途の変更又は解約する場合は、連合専用給水装置変更届、解約届等をそのつど提出いたします。
5. 給水契約者、所有者、管理人等の変更がある場合は変更届を提出致します。
6. その他、水道事業の業務の遂行に支障がないように協力致します。
7. 承諾後、上記の条件に違反した場合は適用を解除されても異議はありません。

年 月 日

水道名義人 住所：

氏名： 印

電話：